

産業廃棄物の不適正な処理を防止 するための条例について ～市民の皆様のご意見を募集します～

京都市では、産業廃棄物の不適正な処理を防止するための規制を盛り込んだ条例の制定に向けて検討作業を進めています。

このため、学識経験者、市民、事業者及び行政で構成する「京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会」で条例に定める規制項目についてご審議いただいているところです。

この度、規制項目の案がまとまりましたので、市民の皆様のご意見を募集いたします。

応募方法等は末尾に記載していますので、多くの市民の皆様のご意見をお聞かせください。



平成 15 年 8 月

京都市環境局事業部廃棄物指導課

1 条例制定の目的

京都市では、市民生活の安全を確保し、美しい自然環境を保全するために、家屋解体工事などの事業活動に伴って生ずるいわゆる産業廃棄物の適正処理指導に取り組んでいます。

これまで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)と「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」によって、家屋解体業者等に対する指導を行ってきましたが、産業廃棄物を長期間あるいは不適切に保管することによって不法投棄となる事態や焼却施設等の処理施設の維持管理に関する問題は根絶されず、未だ対応は十分といえない状況にあります。

このため、産業廃棄物の不適正な処理を防止するとともに、必要な場合には速やかに原状回復させるため、法をきめ細かに補完し罰則により担保された条例を制定しようと考えています。

産業廃棄物を長期間保管することや
大量に堆積することは許されません



2 条例で規定する規制項目の考え方

(1) 産業廃棄物の不適正な保管を防止するための方策

A 自社物（用語の説明A）の積替保管（用語の説明C）について、法は他社物（用語の説明B）の場合との際立った相違点として、届出等の手続及び保管場所への搬入搬出の運搬指示票等についての義務規定を設けていません。

このため、自社物の保管場所を早期に把握し、適正保管を指導することが困難となっています。

その対策として

ア 自社物の保管用地の届出義務

自社物の適正な保管を確保するため、一定規模以上の自社物の積替保管用地についての届出（所在地、面積、土地所有者、産業廃棄物の種類・量・保管方法・保管期間等を記載）を義務付ける。また、当該保管場所には産業廃棄物の保管場所である旨の表示を行わせる。

イ 自社物の運搬指示票の作成・携行義務

自社物の適正な運搬を確保するため、自社の積替保管用地へ産業廃棄物を搬入又は搬出するときは運搬指示票（産業廃棄物の種類、量、運搬方法等を記載）の作成を義務付ける。また、運搬に当たっては、運搬指示票を携行させる。

B 不法投棄の疑いがあり事実確認している間、法では一時的に搬入を停止する制度がなく、事態の悪化を招きかねません。

その対策として

搬入一時停止命令

不法投棄の疑いがあり産業廃棄物の搬入行為の継続により市民の安全や自然環境が損なわれるおそれがあるときは、現状が悪化しないように、報告徴収等（用語の説明D）によって事実確認するまでの間、産業廃棄物の搬入の一時停止を命じる。

(2) 速やかな原状回復のための方策

- C 借地で産業廃棄物を不適正に処理する事態が発生していますが、法ではこのような事態についての土地所有者等（所有者，占有者，管理者）の責任が定められていません。

その対策として

土地所有者等に対する必要な措置の命令

不適正処理された産業廃棄物により，生活環境保全上の支障が生じると認められる場合であって，不適正処理を行った者やその産業廃棄物を排出した事業者によって支障の除去のために必要な措置が講じられない場合には，この不適正処理に関与した土地所有者等に対し，支障の除去の措置を講ずることを命ずる。

- D 他社物を処理するには法上の許可が必要ですが，この許可を得ずに他社物を処理した者は，法による改善命令（用語の説明E）の対象とならず，一定の条件の下で措置命令（用語の説明F）の対象となるだけです。

その対策として

無許可で他社物を処理した者に対する原状回復命令

無許可で他社物を処理した者に対し，原状回復のために改善命令に準じた措置を講ずることを命ずる。

- E 法やこの条例による命令を発するための事実認定に困難が伴う場合（用語の説明G）には，事実認定に相当期間を要することとなりかねず，迅速な対応に欠ける事態を招くおそれがあります。

その対策として

事実認定に際して意見を述べる専門委員の設置

法やこの条例により必要な措置を講ずべき場合で，そのための事実認定に困難が伴う場合等には，専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(3) 焼却施設等の処理施設の維持管理を適正にするための方策

F 産業廃棄物処理施設の不適正な処理を防止し、また施設の運用について地域住民の皆さんの理解を得るためには、法に定められた施設（焼却施設と最終処分場に限定されています）の維持管理状況（用語の説明H）に関する記録の閲覧だけでは不十分であると考えられます。

その対策として

ア 維持管理情報の公開

産業廃棄物処理施設の設置者は、その施設の維持管理状況に関する情報を地域住民に積極的に提供するよう努める。

イ 焼却施設や最終処分場の施設の公開

産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の設置者は、地域住民に対し、当該施設を公開するよう努める。

(4) 条例を実効あるものにするための方策

G ア 報告徴収・立入検査

事業者、許可を受けた産業廃棄物処理業者及び土地所有者等に対して、この条例の施行に必要な限度において、報告の徴収及び立入検査を行う。

イ 公表

法に基づく命令、廃棄物処理業の許可の取消し、又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの事項を公表する。

ウ 罰則

以下の行為に対して刑事罰を適用する。

- (ア) 搬入一時停止命令違反の場合（B）
- (イ) 土地所有者等に対する措置の命令違反の場合（C）
- (ウ) 無許可で他社物を処理した者に対する原状回復命令違反の場合（D）

(5) その他の方策

H 産業廃棄物を排出する事業者、許可を受けた産業廃棄物処理業者、市及び市民はそれぞれの立場に応じて産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、必要な取組を行う。

【用語の説明】

<p>A 自社物とは(2ページ)</p> <p>産業廃棄物を発生させた本人の管理下にある状態の廃棄物を自社物といいます。自社物については他社物のような法による規制はなく、産業廃棄物処理業の許可の無い者であっても、産業廃棄物を移動させあるいは保管することができます。</p>	<p>E 改善命令とは(3ページ)</p> <p>法違反を是正する措置として法では改善命令と措置命令を規定しています。</p> <p>改善命令とは、法に定められた処理基準に違反して産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合に、行政が事業者又は許可を有する産業廃棄物処理業者に対して、撤去等の処理基準に適合させるための措置を命ずるものです。無許可で他の事業者の産業廃棄物処理した者は、そもそも法の規定する処理基準への適合が想定されていない行為者であるため、改善命令の対象とはなっていません。</p>
<p>B 他社物とは(2ページ)</p> <p>他の事業者から処理を委託された産業廃棄物を他社物といいます。他社物を処理しようとする場合は、法による産業廃棄物処理業の許可が必要であり、廃棄物の移動の際には移動の状況を把握するための帳票の使用が義務付けられています。</p>	<p>F 措置命令とは(3ページ)</p> <p>措置命令とは、産業廃棄物の処分により、生活環境の保全上支障が生じ又は生じるおそれがあると認められる場合に、処分を行った者等に対して、生活環境の保全上の支障の除去を命ずるものであり、無許可の処分者も措置命令については対象とされています。</p> <p>法では、無許可の処分者に対して原状回復の措置を命ずることができるのは、生活環境の保全上支障が生じる場合に限られています。</p>
<p>C 積替保管とは(2ページ)</p> <p>例えば、家屋の解体等で発生する木くずやがれき等の産業廃棄物は、その解体を請け負った業者が、みずからあるいは法の許可を有するものに委託して、リサイクルや焼却、埋立など、適正に処理すべきものとされています。その処理までの間、その解体業者が廃棄物を一時的に保管することを積替保管といいます。</p>	<p>G 事実認定に困難が伴う場合とは(3ページ)</p> <p>行政が改善命令等の命令を出す場合には、当然のことながら問題となる事実関係の有無の認定について相当程度の客観性が求められます。複雑な事実関係にある場合などには、事実認定のために相当の時間が経過してしまうことがあります。</p>
<p>D 報告徴収等とは(2ページ)</p> <p>事業者等から産業廃棄物の種類や量等の報告を徴収又は現場を立入検査するなどによって不法投棄の疑いが事実であるかどうか確認する作業です。不法投棄であることが明確となった場合は、法により現状の是正を命じたり警察への告発等を行うこととなります。</p>	<p>H 施設の維持管理状況とは(4ページ)</p> <p>法では焼却施設や最終処分場について、その施設の維持管理の状況に関する情報(処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量等)を、地域住民の求めに応じ公開するよう規定されていますが、破碎施設等についてはこのような規定は設けられていません。</p> <p>また、焼却施設や最終処分場についても、施設そのものの公開についての規定は設けられていません。</p>

3 ご意見の募集

【応募方法】

7ページの意見提出用紙にご意見を記入のうえ、下記のあて先に郵送していただくかファクシミリにてお送りください。市販のはがきや封書、電子メールでも受け付けています。

【募集期限】

平成15年9月22日(月)必着でお願いします。
(電子メールの場合は、最終日の午後5時20分までとします。)

【あて先】

郵送 〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階
京都市廃棄物指導課

電話 075-213-0926

FAX 075-221-6550

電子メール hic@city.kyoto.jp

【問合せ先】

条例に関する資料等については、廃棄物指導課へお問い合わせください。
また、廃棄物指導課のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/sanpai/>

いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、全て公表される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、いただいたご意見に対して個別に回答はしかねますので、あわせてご了承ください。



意見提出用紙

F A X 番号

0 7 5 - 2 2 1 - 6 5 5 0

市民の皆様のご意見を募集します

産業廃棄物の不適正な処理を防止するための条例に対するご意見記入用紙
(郵送していただくか、このままファクシミリにてお送りください。)

(記入例)「(2)ページのAの対策部分アについて」等と記入してください。

<記入欄>

募集期限 平成 15 年 9 月 2 2 日 (月) (必着)

お名前：	ご意見の送り先 (郵送) 郵便番号 604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 京都市廃棄物指導課 (F A X) 075-221-6550 (電子メール) hic@city.kyoto.jp
ご住所：	
電 話：	
性 別：	
年 齢：	



発行：京都市環境局事業部廃棄物指導課
京都市印刷物第 153042 号 hic web